

第21期福島県内水面漁場管理委員会
第5回委員会議事録

- 1 日 時 令和4年11月2日(水) 14時00分から15時00分まで
- 2 場 所 ふくしま中町会館 6階北会議室(福島市中町7番17号)
- 3 出席者 (委員)熊田純道(ウェブ参加)、猪俣昭夫、中沢重一、坂内由夫、
松本秀夫、石井弓美子(ウェブ参加)、片山亜優、
三木志津帆(ウェブ参加)
- (書記)後藤 勝 彌 (水産課主幹)
村上 利佳子 (水産課主事)
- (県側)石田 敏 則 水産課長(書記長)
成 田 薫 水産課主任主査(書記)
山廻邊 昭文 水産事務所長
山本 達也 水産資源研究所長
川 田 暁 内水面水産試験場長
- 4 議 事 (1)議案
議案 遊漁規則変更認可(内共第27号)(魚沼漁協)について(諮問)
(2)報告事項
内水面漁場計画について
- 5 会 議
(1)開会
後藤書記 定刻となりましたので、只今より第21期第5回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員8名の御出席をいただいております。なお、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、インターネットでの御出席となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御出席となります。
よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして、成立いたしますことを御報告申し上げます。
- (2)会長挨拶
後藤書記 開会にあたりまして、片山会長より御挨拶をお願いいたします。
- 片山会長 会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。
委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。
東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から11年が経過し、これまでの間、漁業者と県の連携により、放射性物質のモニタリング検査が取り組まれているところです。
今年の9月28日には、阿武隈川の「うなぎ」「ふな」、猪苗代湖の「やま

め」など、全部で7カ所の河川・湖沼の4魚種について、国からの出荷制限指示の解除がありました。まだ、一部の魚種と河川で出荷制限が残っておりますが、内水面漁業の復興が着実に進んでいると感じております。

本日の委員会ですが、遊漁規則変更認可にかかる議案と、知事部局から「令和5年度第五種共同漁業権免許切替」にかかる内水面漁場計画の素案についての報告事項がございます。

委員の皆様から活発な意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、本日よりよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

(3) 議長の
選出

後藤書記

ありがとうございました。

続きまして議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。片山会長よろしくお願いいたします。

(4) 議事録
署名人の選出

片山会長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に中沢委員と三木委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議案

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案「遊漁規則変更認可（内共第27号）（魚沼漁協）について（諮問）」を議題といたします。

知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明願います。

石田課長

議長、水産課長。

片山会長

水産課長、よろしくお願いいたします。

石田課長

議案第1号「遊漁規則の変更認可（内共第27号）について」御説明いたします。

資料1ページをお開きください。令和4年10月27日付4生流第1286号で知事から貴委員会へ諮問いたしました諮問文の写しでございます。

魚沼漁業協同組合から申請のあった内共第27号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

成田主任主査

はい、議長。水産課成田です。

議案第1号の内容について御説明いたします。

10 ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象になっております魚沼漁業協同組合からの変更認可申請書でございます。

1 ページをお開きください。諮問文の写しでございます。遊漁規則の変更の内容といたしましては、中ほど2(1)に記載ありますが、遊漁料の納付方法の追加、遊漁承認証に関する事項の追加、遊漁承認証の変更及び追加の3点です。

具体的には、オンラインでの遊漁券の販売を追加するもので、これにかかる携帯方法や漁場監視員への提示の取扱い等を規定し、併せて様式を整理するものでございます。これにより遊漁者の利便性向上や不正使用の防止、漁協の管理負担を低減し、収益性の改善を見込むものです。

2 ページをお開きください。変更内容の新旧対照表です。上段が変更(案)、下段が現行のものです。上段の第8条、第9条、第10条の線が引いてある部分ですが、オンラインでの遊漁承認証の発行を開始することに伴う変更でございます。附則において、認可の日から施行するものとしております。

3 ページを御覧ください。遊漁承認証の様式について、右の欄の現行様式から、左の欄の様式へ変更を行うものです。現行の様式第1号を、年券と日券の2種類の遊漁承認証に区分するよう改めるため、その様式を定めるものです。

左の欄に年券の表面について示しております。記載事項の記載の順序を改めたほか、魚種や遊漁料金については、具体的な内容を明記するように改めるものです。また、発行者の事項には所在地と電話番号を加えたほか、注意事項に、遊漁承認証の対象外となるあゆ漁ができないことを記載しています。券面の中央部の丸には、遊漁承認証の発行年度を記載することとしています。

4 ページを御覧ください。左の欄に年券の裏面について示しております。遊漁区域を明記したほか、現行の遊漁規則に規定しているキャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限について、記載しています。

5、6 ページについては、日券の様式を新たに定めるものです。

7、8 ページにつきましては、オンラインで発行する遊漁承認証について、様式第3号を追加するものです。

9 ページを御覧ください。審査内容の一覧でございますが、申請書及び添付書類について不備はないということ、中段以降に記載の水協法の規定に基づく総代会の議決についても、総代の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の賛成による決議を得ており、適切であることを確認しています。

漁業法第170条関係については、オンライン申請での遊漁承認証の発行を追加するもので、新たな制限を設けるものではないことから、適切でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則改正案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。

はい、中沢委員よろしく申し上げます。

中沢委員

中沢です。

この地名を見ると新潟県魚沼市となっておりますが、同様にこの変更は新潟県

の内水面漁場管理委員会にも諮問しているのでしょうか。

成田主任主査

水産課成田です。

こちらは、中沢委員の御指摘のとおり、魚沼漁協は新潟県に所在する漁協でございます。新潟県のほうの遊漁規則の変更についても同様に行っております。券面等については、整合性がとれるものとして変更がかけられております。

片山会長

そのほかに御質問等ありますでしょうか。オンラインで参加されている方もよろしいでしょうか。

はい、中沢委員、どうぞ。

中沢委員

前回委員会の議題でも遊漁規則の変更で遊漁券のオンライン販売を導入した漁協がありました。遊漁券のオンライン販売を導入する漁協は、今後増えると思いますが、導入した漁協で、かなり手間が省けたとかの実態はあるのでしょうか。

成田主任主査

先行して導入した伊北漁協につきましては、夏頃に状況について伺いましたが、何パーセントとか具体的な数字は把握しておりませんが、遊漁券の売上は若干の伸びがある、手応えを感じているという話でした。また、管理の部分は楽になったとの話をいただいております。

石田課長

オンラインでの遊漁承認証の販売は、これからどんどん伸びていくと思います。

次回委員会を来年1月下旬に予定しておりますが、その場におきまして遊漁承認証のオンライン販売を導入した漁協への聞き取りの結果を取りまとめて御報告したいと思っております。

片山会長

ほかに御質問等よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑がないようですので、採決に移りたいと思っております。

令和4年10月27日付けで知事から諮問がありました、議案「遊漁規則変更認可（内共第27号）（魚沼漁協）について」お諮りいたします。

諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

各委員

（委員4名中4名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手）

片山会長

オンラインで参加の3名の委員の方も賛成を確認いたしました。

全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。

なお、答申文につきましては、御手元にある資料11ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

片山会長

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項「内水面漁場計画の素案について」知事部局から説明願います。

石田課長 議長、水産課長。

片山会長 水産課長、お願いいたします。

石田課長 報告事項「内水面漁場計画の素案について」御説明いたします。

資料 12 ページをお開きください。令和5年9月に予定されております漁業権の一斉切替に当たり作成する「内水面漁場計画の素案について」御報告いたします。

内容の詳細につきましては、担当から説明させます。

成田主任主査 はい、議長。水産課成田です。

報告事項「内水面漁場計画の素案の内容について」御説明いたします。

現在、免許しております内水面の共同漁業権については、令和5年8月31日で満了となります。県では、漁業権の免許の切替にあたり、漁業権の内容となる内水面漁場計画を定めることとなります。

内水面漁場計画の素案の内容に入る前に、漁業権制度と本県における免許の状況について御説明いたします。

資料 16 ページを御覧ください。まず、漁業権の種類についてです。漁業権とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営むことのできる権利です。

表の左側、「種類」の欄を御覧ください。漁業権の種類は、「定置漁業権」、「区画漁業権」、「共同漁業権」の大きく3つに分けられます。本県の内水面においては、「区画漁業権」の第二種区画漁業と「共同漁業権」の第五種共同漁業について免許をしておりますが、今回の素案は太枠で囲んでいる第五種共同漁業権についての漁場計画になります。

次に本県の内水面における免許の状況を御説明します。

資料 18 ページを御覧ください。県内の主要な河川や湖沼について、浜通りの北の真野川の第1号からはじまり、会津の南の尾瀬沼の第28号まで計28件の第五種共同漁業権を免許しております。

19 ページを御覧ください。左側に漁業権の漁場ごとの番号、漁業権を設定している河川名、その隣に現在の漁業権者、右側の漁業の名称の欄に、現在免許している漁業について「○」で示しております。漁業の名称は、「こい漁業」のように免許の対象とする魚種名を名称の頭に冠しています。この魚種については、漁業法第168条の規定により増殖を行うことが義務づけられています。いわな、やまめの溪流魚やわかさぎ、あゆなど内水面の9つの魚種について、免許をしております。

以上、本県における漁業権の免許の状況について御説明いたしました。

次に、これまでの経過と今後のスケジュールについてです。

資料の 21 ページを御覧ください。本日の報告は、上から2つ目の四角「立案」の段階にあたります。これまでの経過ですが、1番上の四角「調査」を行ってまいりました。現在、漁業権の免許を有する漁業協同組合に対し、要望調査を実施し、その後、各漁協を回ってヒヤリングや漁場の確認など現地調査を行いました。その結果を踏まえ、令和5年9月以降の漁業権の内容となる内水面漁場計画の素案を作成し、今回の委員会では、その概要について御説明いたします。

この素案につきましては、この後、関係機関との調整や漁業法に基づく利害

関係者の意見聴取を行います。そこで得られた意見等を踏まえ、素案の内容を検討し、計画の原案を作成いたします。

原案ができましたら、上から3つ目の二重囲みの四角の手続き、貴委員会への諮問を行います。時期は、令和5年2月となっておりますが、1月下旬を予定しています。その後、貴委員会において公聴会を開催していただき、答申が得られましたら、内水面漁場計画を決定いたします。

21 ページの下側、免許事務の枠囲いを御覧ください。免許の申請がありましたら必要な審査の後、上から3つ目の二重囲みの四角、免許をする者を決定するため、貴委員会への諮問を行います。その後、答申を受けましたら、令和5年9月1日に免許をすることになります。

以上、漁業権制度及び本県の漁業権免許の状況等について御説明いたしました。

次に、今回の報告の内容であります、令和5年度漁業権切替に係る内水面漁場計画の素案について御説明します。

資料の12 ページをお開きください。「1 根拠」を御覧ください。先ほど御説明したとおり、現在免許をしている第5種共同漁業権は、令和5年8月31日をもって免許の存続期間が満了いたします。県では、漁業法の規定に基づき、令和5年9月1日からの免許の内容となる内水面漁場計画を作成いたします。今回は、その素案について御報告いたします。なお、今回の内水面漁場計画の作成は、令和2年に施行された、改正後の漁業法に基づき行われる初めての手続となります。

内水面漁場計画の素案の概要について御説明いたします。

「3 漁場計画作成に向けた考え方」を御覧ください。現在、免許している漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断されることから、当該漁業権とおおむね等しいと認められる内容を漁場計画として設定します。一部の漁場においては、原発事故による出荷制限等の対象となり活用できない漁業種類がありますが、制限の解除後に速やかに活用できるよう、現在免許している内容を引き続き漁場計画として設定することとします。

「3 (1) 漁場計画の内容」を御覧ください。表の漁業権についての各項目、「漁場の位置」から「漁業権の設定に関し必要な事項」までが漁業権について定める事項です。内容のほとんどは、現行の免許と同様に設定することとしておりますが、一部、変更を検討している事項がございます。「漁業の種類」、「漁業時期」について、現行の漁業権者からの要望を精査した結果、追加や削除を検討しているものです。

資料20 ページを御覧ください。本日差し替えの資料になります。左側に漁業権の漁場ごとの番号、漁業権を設定している河川名、その隣に現行の漁業権者、右側の漁業の名称の欄に、現在免許している漁業を継続して設定するものについては「○」、削除するものに「×」、新たに追加するものに「◎」の印を付して表示しています。

資料13 ページを御覧ください。「3 (2) 漁業の種類の変更内容について」、個別の要望と検討の結果を御説明します。

ア 真野川漁業協同組合から内共第1号の第五種共同漁業権の対象種として「もくずがに」の追加の要望が提出されました。理由は、「今後の資源利用を図りたい。現在、試験的に種苗放流を実施しているもの。」、とのこと。検討結果として、内共第1号の第五種共同漁業権の対象種として「もくずがに」を追加する、としました。「もくずがに」は、平成15年、平成25年の免

許切替時においても同様の要望が出されていたもので、県内の他の漁協において設定のない新規の魚種であることから、放流にかかる種苗供給が課題とされていきました。現在は、放流用種苗が公益財団法人山形県水産振興協会生産されており、調達が可能であること、すでに漁協においてこの種苗による試験的な放流に取り組んでいること、東北地方の他県において、「もくずがに」を漁業権魚種として設定している現状を踏まえて、本県においても計画的に増殖事業を履行できるものとして、新たに追加するものです。

イ 富岡川漁業協同組合から、内共第6号の第五種共同漁業権の対象種として「うなぎ」の追加、の要望が提出されました。理由は、「種苗放流により今後の資源利用を図りたい。現在、試験的にうなぎ生息場所を造成するなど生息域保全活動を実施しているもの。」、とのことです。検討結果として、内共第6号の第五種共同漁業権の対象種として「うなぎ」を追加する、としました。

資料14ページを御覧ください。ウ 久慈川第一漁業協同組合から内共第12号の第五種共同漁業権の対象種として「うなぎ」の追加の要望が提出されました。理由は、「種苗放流により今後の資源利用を図りたい。現在、試験的にうなぎ生息場所を造成するなど生息域保全活動を実施しているもの。」、とのことです。検討結果として、内共第12号の第五種共同漁業権の対象種として「うなぎ」を追加する、としました。

エ 猪苗代・秋元漁業協同組合から内共第13号の第五種共同漁業権の対象種として「わかさぎ」の追加と「うなぎ」の削除、の要望が提出されました。理由は、『「わかさぎ」については、遊漁実態があり、種苗放流により今後の資源利用を図りたい。また、「うなぎ」については、行使実態がなく、また、種苗放流による増殖効果を実感できない。増殖経費の節減に努めたい。』、とのことです。検討結果として、内共第13号の第五種共同漁業権の対象種として「わかさぎ」を追加し、「うなぎ」を削除する、としました。

オ 檜原漁業協同組合から内共第15号及び第16号の第五種共同漁業権の対象種として「うぐい」及び「うなぎ」の削除の要望が提出されました。理由は、『「うぐい」、「うなぎ」については、行使実態がなく、また、種苗放流による増殖効果を実感できない。増殖経費の節減に努めたい。』、とのことです。検討結果として、内共第15号及び第16号の第五種共同漁業権の対象種として「うぐい」、「うなぎ」を削除する、としました。

資料15ページを御覧ください。カ 阿賀川非出資漁業協同組合から内共第18号の第五種共同漁業権の対象種として「わかさぎ」及び「あゆ」の削除の要望が提出されました。理由は、『「わかさぎ」については、行使実態がないこと。「あゆ」については、増殖経費と収入の不均衡や遊漁者数の減少によるもので、増殖経費の節減に努めたい。』、とのことです。検討結果として、内共第18号の第五種共同漁業権の対象種として「わかさぎ」、「あゆ」を削除する、としました。

キ 南会東部非出資漁業協同組合から内共第20号の第五種共同漁業権の対象種として「こい」の削除の要望が提出されました。理由は、『「こい」については、行使実態がない。』、とのことです。検討結果として、内共第20号の第五種共同漁業権の対象種として「こい」を削除する、としました。

ク 只見川漁業協同組合から内共第21号の第五種共同漁業権の対象種として「ふな」及び「あゆ」の削除の要望が提出されました。理由は、『「ふな」については、行使実態がないこと。「あゆ」については、増殖経費と収入の不均衡や遊漁者数の減少によるもので、増殖経費の節減に努めたい。』、とのこ

とです。検討結果として、内共第 21 号の第五種共同漁業権の対象種として「ふな」、「あゆ」を削除する、としました。

次に、4 漁業時期の変更（追加）内容について、「もくずがに漁業」の追加に伴い、これにかかる漁業時期を設定するものです。周年を設定いたしまして、制限が必要な場合には漁業権行使規則において対応することとします。

以上で説明を終わります。

片山会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ありましたら、発言願います。

中沢委員、お願いします。

中沢委員

21 ページの漁業権一斉切替の事務日程について先ほどの御説明で、令和 5 年 3 月に委員会主催の公聴会を開くということですが、具体的な規模や方法についてイメージができないので、お聞かせ願います。

成田主任主査

水産課成田です。

公聴会の開催につきましては、具体的にどの会場で、どういった形で、というのは委員会の事務局としてこれから整理していくことになりますが、前回の事例ですと、会津、中通り、浜通りの 3 箇所です。1 回ずつ実施しておりまして、それらを参考に同様な形で行う考えでおります。

中沢委員

委員会の主催という形ですが、次回 1 月下旬の委員会で具体的な内容の説明があるのでしょうか。

成田主任主査

次回 1 月下旬の委員会で具体的な内容を御案内したいと考えております。

片山会長

私からも追加でよろしいでしょうか。

3 箇所で開催、委員会が主催ということは、このメンバーが 3 箇所に行くということでもよろしいでしょうか？

成田主任主査

前回の公聴会では、各方部で数名の委員に対応をお願いし、委員全員ではない形で実施しておりました。具体的な内容については次回の委員会で御説明したいと考えております。

片山会長

ありがとうございます。

その他、御質問、御意見等ありますでしょうか。

各委員

(なし)

片山会長

質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

片山会長

御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。

その他、何かございますでしょうか。

各委員

それでは、ないようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

(6) 閉会
後藤書記

長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第21期第5回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和4年11月30日

会 長 片山 亜優 印

議事録署名人 中天 重一 印

議事録署名人 三木 志津帆 印